

お知らせ

取 扱 い 平成26年10月24日(金)解禁

情報提供先 : 出雲市政記者クラブ
島根県政記者会
米子市政記者クラブ

「斐伊川水系の河川協力団体」を募集します ～河川管理者とのパートナーシップの強化に向けて～

※昨年度は、出雲河川事務所管内では、以下の2団体を指定し、河川管理者のパートナーとして活動していただいています。



平成25年7月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。
河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。これらの団体を指定し、河川管理者と連携して活動する団体として位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。
そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

◎募集期間

平成26年10月24日(金)～平成26年12月19日(金)

◎申請資格要件

申請資格については、添付の「募集要項」をご確認下さい。

◎申請方法等

河川協力団体の制度及び申請方法について、本日より募集期間締め切りまでの間、申し出のあった団体に対し随時説明を行います。

申請方法については、添付の「募集要項」を確認するとともに、様式等については、募集期間内において、出雲河川事務所のWEBサイトに掲載しますので、申請書に係る書類を添付して提出してください。

出雲河川事務所のWEBサイト

<http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen>

問い合わせ先



国土交通省

国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

副所長(技術)

たけべ 武部 眞実

建設専門官

にしこり 錦織 つとむ

電話: 0853-21-1850 【代表】

電話: 0853-20-1765 【直通: 管理第一課】

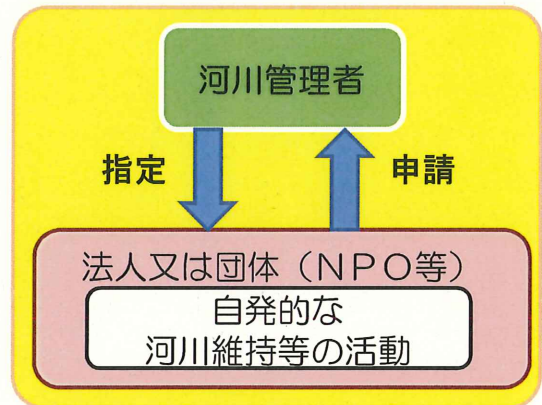
河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8 （河川協力団体の指定）
第58条の9 （河川協力団体の業務）
第58条の10 （監督等）
第58条の11 （情報の提供等）
第58条の12 （河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援する**ものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どう変わる

◆**法律上に規定**されている河川協力団体として指定されることになります。

◆河川協力団体としての**活動を適正かつ確実に行う**ための取組み

河川管理者は、河川協力団体に対し、「業務の報告」「運営改善の命令」「指定の取消し（公示）」をする（監督等を行う）こととなります。

また、業務の実施に関し必要な「情報提供」、「指導」、「助言」を行います。

河川法

第58条の10 監督等

河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告させることができる。

（以下、省略）

第58条の11 情報提供等

国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。



■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法

第58条の12

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認（法第20条）
- ・土地の占用の許可（法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の許可（法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

出雲河川事務所河川協力団体募集要項

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③ 河川の管理に関する調査研究
- ④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

(2) 対象となる区間

上記(1)の期待している活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内とします。

- ・斐伊川及び神戸川の国管理区間、尾原ダム及び志津見ダムの貯水池及び周辺の国管理区間（別図参照）

なお、申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 申請資格要件

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

4 申請書類

- (1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書（様式一報告）
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書（様式一計画）
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 3 申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- キ 3 申請資格⑥⑦⑨の要件を満たすことを証する書類
- ク 3 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類

- (2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

平成26年10月24日から平成26年12月19日まで

6 提出先

- (1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒693-0023

島根県出雲市塩冶有原町5-1

中国地方整備局出雲河川事務所 管理第一課 建設専門官

TEL 0853-20-1765

- (2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、出雲河川事務所の管轄区間のほか、中国地方整備局の他の事務所が河川の管理を管轄する区間にまたがる場合には、該当する事務所等（以下「事務所等」という。）のいずれかに提出すること。

7 審査方法

- (1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

その後、中国地方整備局長が設置する委員会において、審査内容の確認を行います。

- (2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。

(イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。

(ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。

(ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

(イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。

- (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からヒアリングを実施します。

8 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

9 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書（様式－計画）を事前に協議のうえ提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類（河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書）を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告（河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書）を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告（河川法第 58 条の 10 第 1 項に基づく報告書）してください。
- (6) 河川協力団体の名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ事務所等の長に届け出て（名称等変更届出書）ください。

10 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

11 問い合わせ先

河川一般 出雲河川事務所 管理第一課 建設専門官
TEL 0853-20-1765

口眞

